

地籍調査事業のお知らせ ～杭を残して悔い残さず～

東秩父村では、平成28年度から32年間の計画で地籍調査をスタートしました。地籍調査は、国土調査法に基づき村が主体となって実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎どうして地籍調査をするの？

現在、法務局に備え付けられている地図（公図）の大半は、明治初期の地租改正で作られたものを基礎にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりすることがあります。そこで、土地に関するあらゆる行為の基礎になる土地の戸籍を現状にあった正確なものにするため、この調査を実施する必要があります。

◎地籍調査のメリットとは？

- ①境界の位置が不明になっても正確に復元することができますので、土地に関するトラブルを未然に防止することができます。
- ②土地の形状や面積が現状にあった正確なものになります。
- ③災害等の後でも、元の境界位置が容易に確認でき、迅速な復旧に役立ちます。
- ④固定資産税の課税が適正に行われます。
- ⑤土地取引が円滑に行えます。

皆さまの貴重な土地（財産）を正確に調査、測量し記録保存することにより、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、災害復旧などに迅速に対応できるよう行うものが地籍調査となります。未来に「安心」をもたらす大切な事業です。

調査に伴う住民の皆さまの費用負担はありません。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎調査の流れ 1つの地区をおおむね3年かけて行います。

- ・1年目 調査地区の調査資料等収集、基準点測量
- ・2年目 一筆地調査（所有者との立会い）、一筆地測量、基準点測量
- ・3年目 地籍図・地籍簿の作成、成果の閲覧、法務局へ送付

※あくまで目安です。

◎今年度の調査地区について

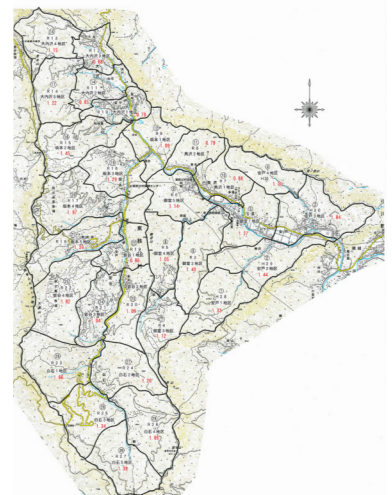
調査地区の予定は、下記のとおりとなります。御堂4については、昨年度の調査の結果を閲覧して頂く予定です。閲覧日については、土地所有者の皆様にお知らせをお送りいたします。

御堂5については、令和7年度に一筆地調査（立会い）を予定しています。調査区域の土地所有者の皆様には現地境界確認のご協力をお願いすることとなります。

奥沢1については、調査地区の調査資料等の収集および基準点の設置・測量をさせていただきます。

また、村職員等が事前調査で仮杭の設置、支障木やその枝などの伐採、土地への立ち入りを国土調査法に定める範囲内で行いますのでご理解とご協力をお願いします。

着手年度	名称	大字	小字
令和5年度	御堂4	御堂	大滝、萩平
令和6年度	御堂5	御堂	向堀、高取峯、海老ヶ入、菖蒲沢
令和7年度	奥沢1	奥沢	半場、腰村、関場、関場南山、腰村西山、腰村中山、腰村東山、半場西山、半場中山、半場東山
令和8年度	奥沢2	奥沢	青木下、西青木山、中青木山、東青木山、関場西山、関場北山、阿夫利西山、阿夫利東山
令和9年度	坂本1	坂本	落合、長ヶ谷、寅山、矢元



●問 合 せ 建設課 ☎82-1222